

平成23年(ワ)第1291号, 平成24年(ワ)第441号

伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤昭男 外621名

被告 四国電力株式会社

## 準備書面(22)

2014年6月24日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	薦	田	伸	夫
弁護士	東		俊	一
弁護士	高	田	義	之
弁護士	今	川	正	章
弁護士	中	川	創	太
弁護士	中	尾	英	二
弁護士	谷	脇	和	仁
弁護士	山	口	剛	史
弁護士	定	者	吉	人
弁護士	足	立	修	一
弁護士	端	野		真
弁護士	橋	本	貴	司
弁護士	山	本	尚	吾
弁護士	高	丸	雄	介

弁護士 南 拓 人

弁護士 東 翔

## 第1 はじめに

原子力発電所は、事故発生時だけではなく通常運転に際しても、原発労働者や周辺地域の住民を初めとする人間や周囲の自然環境に対して、悪影響を及ぼしている。原発が稼働する限り、このような周囲への被害が止むことはない。

したがって、重大事故に至らなくとも、このような被害を生み出し続ける原発の稼働を認めるべきではない。

## 第2 温排水問題

1 原発は、効率の良い発電方法などと言われることがある。しかし、それは事実とは大きく異なっており、原子炉内で発生させた熱の3分の2は海へ捨ててしまっているのである。

2 原発は、ウランを核分裂させることで高い熱を発生させ、その熱で水を沸騰させ、沸騰した水から発生した蒸気でタービンを回して発電を行っている。そして、核分裂して熱くなったウランを冷やすために、1秒間に約70トンの海水を原発内に引き込まなければいけない。その70トンの海水は温度を7度上昇させられ、また海へと戻されているのである。この工程が毎秒行われている。すなわち、毎秒70トンもの大量の水を温めた熱は電気には変わることはなく、海へ捨てられているということなのである。

現在の標準的な原発の原子炉内では、全部で300万キロワットの熱が発生しているが、電気へと変えられているのはわずか100万キロワット程度で、発生した熱の内3分の2は海へ捨てられているのである（甲120号証、原発のウソ）。

3 原発が稼働する限り、冷却のための大量の水は不可欠であり、その大量の温

排水は周囲の自然環境に悪影響を及ぼし続けるのである。

### 第3 液体気体廃棄物

- 1 原発は、通常運転に伴なって発生した気体状の放射性廃棄物については、放射性物質をできるだけ取り除いた後、放射性物質の濃度が安全であることを監視しながら大気中に放出している。また、液体状の放射性廃棄物についても、放射性物質をできるだけ取り除いた後、放射性物質の濃度を測定して安全であることを確認した後、海へ放出している(甲 121 号証, 電事連のパフレット)。

つまり、原発は常に低レベルの放射性廃棄物を大気中や海へ捨てているのである。この処分方法は、「しきい値」(この値以下の被曝なら人体に害がない数値)が存在する事を前提としている。

- 2 しかし、そもそも「しきい値」が存在しないということが近年の研究により判明してきている。

放射線の急性障害が生じないような微量の放射線被曝であっても、放射線によって切断・破壊された DNA は細胞分裂で増えていくため、低線量の放射線でも必ず人体に何らかの影響がある。このことは米国の放射線の研究機関の研究報告においても明確に結論付けられている(甲 120 号証, 原発のウソ)。

- 3 したがって、しきい値が存在することを前提に、低線量だからといって放射性廃棄物を大気中や海中に放出することは、人体や自然環境にとって有害で危険な処理方法である。他方で、大気中や海中に放出しないとすると、その安全な廃棄方法は確立されておらず、このような廃棄物の処理自体が原発の抱える大きな問題点である。

### 第4 労働者被曝

- 1 原発が稼働する限り、定期的な点検やその準備のために原子炉の細部まで人の手を使って清掃や手入れをする必要が生ずる。原子炉建屋内においては高線量の放射線に被曝することを避けられないのは言うまでもない。

原発の作業現場では、前線に立ち被曝しながら作業を続けるのは、電力会社

の社員ではなく、下請けの労働者達である。また、それらの下請被曝労働者は、何重もの下請構造の中で賃金を中間搾取された上、簡単に解雇され、何の保障もなく使い捨てられているのが実態である。原発労働者は、この国で最も過酷な搾取、使い捨てを受ける労働者と言ってもよい。一日の被ばく限量を決められ、その限量を被曝するまで作業を続ける。このように、原発は下請け労働者達の被曝によって稼働している。言い換えるならば、原発内の労働のノルマは、作業量ではなく放射線を浴びることなのである（甲 122 号証、原発ジブシー）。

しかし、これらの下請労働者達の追跡健康調査などは行われていないため、原発作業に従事して被曝したことによる下請労働者達への健康影響は何ら解明されていない。さらに、過酷な労働環境に対する下請労働者達の「声」は、電力会社に取り上げられることはなく、表には出てこないという組織的な問題も窺える。

- 2 したがって、このような下請労働者達の多大な犠牲がなければ維持できない原発の稼働を許すべきではない。

原発は、原子力の平和利用の名のもとに、現在も放射能被曝者を増やし続けている。

以 上